

2 歯科診療報酬点数表

項目	現 行	改 正 案
第 1 章		
基本診療料		
第 1 部		
初・再診料		
初診料 (点数の見直し)	2 病院歯科初診料 1	2 5 0 点 → 2 5 5 点
かかりつけ歯科医初診料 (点数の見直し)		2 7 0 点 → 2 7 4 点
かかりつけ歯科医再診料 (点数の見直し)		4 0 点 → 4 5 点
歯周疾患継続総合診療料 (点数の見直し)	1 1 0 歯未満	3 1 0 点 → 3 1 5 点
	2 1 0 歯以上 2 0 歯未満	4 5 0 点 → 4 5 5 点
	3 2 0 歯以上	6 2 0 点 → 6 2 5 点

(項目の新設)

混合歯列期における歯肉炎等の重症化予防治療技術の評価

(新設)

歯科口腔継続管理総合診療料 325点

注1 区分番号D002-3に掲げる歯科口腔継続管理治療診断料の注1に規定する継続治療計画に基づき、再診時に口腔内検査、機械的歯面清掃及び指導管理等を行った場合に、月1回に限り算定する。ただし、歯科口腔継続管理総合診療料を最後に算定した日の属する月の翌月の初日から起算して3月を経過した場合は、算定できない。

2 区分番号A002に掲げる歯科再診料及び区分番号A003に掲げるかかりつけ歯科医再診料(歯科口腔継続管理総合診療料を算定する日に算定すべきものに限る。)並びに区分番号010に掲げる歯周疾患の処置及び第2章第1部に掲げる指導管理等(区分番号B009及びB010に掲げるものを除く。)に係る費用(歯科口腔継続管理総合診療料を算定する日の属する月に算定すべきものに限る。)は、歯科口腔継続管理総合診療料に含まれるものとする。

第 2 部
入院料等

第 3 節 特定入院料

(通則の新設)

(新設)

- 1 本節各区分に掲げる入院基本料は、それぞれの算定要件を満たす患者について、医科点数表の特定入院料の例により算定する。
- 2 本節各区分に掲げる特定入院料に係る算定要件は、医科点数表の特定入院料に係る算定要件の例による。
- 3 本節各区分に掲げる特定入院料について、加算要件又は減算要件を満たす場合は、医科点数表の特定入院料に係る加算及び減算の例により、本節各区分に掲げる入院基本料の所定点数に加算し、又は所定点数から減算する。
- 4 本節各区分に係る特定入院料に係る加算要件及び減算要件は、医科点数表の特定入院料に係る加算要件及び減算要件の例による。
- 5 本節各区分に掲げる特定入院料に含まれる費用の範囲は、医科点数表の特定入院料の例による。
- 6 本節各区分に掲げる特定入院料を算定する保険医療機関においては、第 2 節の各区分に掲げる入院基本料等加算について、それぞれの算定要件を満たす場合に算定できる。

特定集中治療室管理料

(注の削除：通則の新設に伴うもの)

- 注1 医科点数表の特定集中治療室の注1に規定する別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た保険医療機関において必要があって特定集中治療室管理が行われた場合に、医科点数表の特定集中治療室管理料の例により算定する。
- 2 減算要件を満たす場合は、医科点数表の特定集中治療室管理料に係る減算の例により、所定点数から減算する。
- 3 注2の減算要件は、医科点数表の特定集中治療室管理料に係る減算要件の例による。
- 4 特定集中治療室管理料に含まれる費用の範囲は、医科点数表の特定集中治療室管理料の例による。

7 6の規定により算定できる入院基本料等加算の範囲は、医科点数表の特定入院料につき算定できる医科点数表の入院基本料等加算の例による。ただし、第2節の各区分に掲げる入院基本料等加算に限られるものとする。

(削除)

